

禁止行為解除承認申請について

※使用者個別申請

●アリーナ内(屋内)で火気を使用する場合 ※使用日の10日前までに長野鶴賀消防署へ提出

長野市火災予防条例第23条第1項で規定する指定場所において、禁止行為(喫煙、裸火の使用、危険物品の持込等)を行う場合は、消防長の「禁止行為解除承認」が必要です。

アリーナおよび施設内は全館禁煙です。

- ・ガスボンベの持込み使用による調理などの行為
- ・ろうそく、ライターなどの裸火使用
- ・電機製品でも発熱部が露出して、可燃物が触れた場合瞬時に着火の可能性がある物の持込み使用などの場合は禁止行為解除申請が必要になります。

※当日現場立ち入り検査において不備があり許可されない場合には火気使用はできません。

■使用についての条件

- ・会場内に持ち込めるガスの容量は、1箇所につき5kボンベ(調整器付)×1本。アリーナ全体で8本まで
 ※複数のガス器具を使用する場合はボンベ1本から分岐して使用してください。
 ※予備のボンベは会場内指定場所に保管できます。
- ・消火器、消火用のバケツを用意すること。
 ※消火器は消化対象に合致した業務用で標準使用期間内の物を必ずご準備ください。
 ※キッチンカーの場合も車載自動車用消火器ではなく厨房用の消火器を準備願います。

■提出書類

- ・「禁止行為の解除承認申請書」
- ・指定場所の詳細図及び当該指定場所の概要図
- ・「LPガス質量販売に係るお客様へのお知らせ」の写し

以上各2部作成

「エムウェーブ」の確認印を受けてから消防署へ提出

長野市消防局 予防課 <https://www.city.nagano.nagano.jp/site/syoubou/4653.html#shinsei>

露店等の開設届出について

※主催者が全体をまとめて申請

●屋外で火気を使用する場合 ※使用日の10日前までに長野鶴賀消防署へ提出

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他大勢(おおぜい)の人が集まる催しで、燃料や電気を熱源とする火気器具などを使用する場合は、「露店等の開設届出」の消防署への提出と「消火器」の準備が必要。

※消火器は消化対象に合致した業務用で標準使用期間内の物を必ずご準備ください。

※キッチンカーの場合も車載自動車用消火器ではなく厨房用の消火器を準備願います。

■提出書類

- ・「露店等の開設届出書」
- ・露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図及び当該指定場所の概要図

以上各2部作成

「エムウェーブ」の確認印を受けてから消防署へ提出

長野市消防局 予防課 <https://www.city.nagano.nagano.jp/site/syoubou/97248.html>

催し物開催届出について

●アリーナでコンサートなどを開催する場合

劇場などの用途以外の建築物における演劇、映画など催物の開催に必要届出です。

(火災予防条例第45条第3号関係)

■提出書類

- ・「催物開催届出書」
- ・会場図

長野市消防局 <https://www.city.nagano.nagano.jp/site/syoubou/4646.html#moyooshi>